

改正案 (H29.10 改正)	現 行																												
<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-4 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書]</p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(9) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(10) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(11) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要船舶・機械</td> <td>(13) 現場作業環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(6) 主要資材</td> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法</td> <td>(15) その他</td> </tr> </table> <p>(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>2. ~ 4. [略]</p> <p>1-1-6 [略]</p> <p>1-1-7 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、工事实績情報をコリンズに登録しなければならない。</p> <p><del>削除</del></p> <p>2. 受注者はコリンズに登録する工事实績情報について、事前に工事監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに工事監督員に提示しなければならない。</p> <p>3. 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p><del>削除</del></p> <p>(3) 完成時の登録は、<b>工事完成後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に</b>、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p>	(1) 工事概要	(9) 安全管理	(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応	(3) 現場組織表	(11) 交通管理	(4) 指定機械	(12) 環境対策	(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備	(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工方法	(15) その他	<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-2 ~ 1-1-6 [略]</p> <p>1-1-5 施工計画書]</p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(9) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(10) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(11) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 指定機械</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要船舶・機械</td> <td>(13) 現場作業環境の整備</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工方法</td> <td>(15) その他</td> </tr> </table> <p>(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>2. ~ 4. [略]</p> <p>1-1-6 [略]</p> <p>1-1-7 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、工事实績情報をコリンズに登録しなければならない。</p> <p><del>なお、請負代金額が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ、2,500万円以上の場合は、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を登録するものとする。</del></p> <p>2. 受注者はコリンズに登録する工事实績情報について、事前に工事監督員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 工事实績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p><del>ただし、請負代金2,500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</del></p> <p>(3) 完成時の登録は、<b>完成通知書を提出後10日以内に</b>、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p>	(1) 工事概要	(9) 安全管理	(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応	(3) 現場組織表	(11) 交通管理	(4) 指定機械	(12) 環境対策	(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備	(6) 施工方法	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工方法	(15) その他
(1) 工事概要	(9) 安全管理																												
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応																												
(3) 現場組織表	(11) 交通管理																												
(4) 指定機械	(12) 環境対策																												
(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備																												
(6) 主要資材	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																												
(7) 施工方法	(15) その他																												
(1) 工事概要	(9) 安全管理																												
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応																												
(3) 現場組織表	(11) 交通管理																												
(4) 指定機械	(12) 環境対策																												
(5) 主要船舶・機械	(13) 現場作業環境の整備																												
(6) 施工方法	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																												
(7) 施工方法	(15) その他																												

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p>1-1-8 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、工事監督員に<b>提示し、事前確認を受けた上で、契約担当者へ提出しなければならない。</b></p> <p>3. 受注者は、1及び2の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに<b>契約担当者</b>に提出しなければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付し<b>工事監督員に事前確認を受けた上で、契約担当者に提出</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、原則として、社会保険等未加入業者を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。）以下「1次下請契約」という。）の相手方としないこととする。 また、<b>[削除]</b>提出書類により1次下請負人が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、<b>発注者</b>からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を速やかに<b>発注者</b>に提出しなければならない。</p> <p>7. ~10. [略]</p> <p>1-1-15 ~ 1-1-18 [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. ~ 4. [略]</p> <p>5. 受注者は、契約約款第<b>21</b>条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第<b>23</b>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1. ~ 3. [略]</p> <p>4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱（最終改正平成<b>24</b>年4月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、<b>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等</b>を工事現場に搬入する場合には、<b>法令に基づき</b>、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、<b>建設汚泥、建設混合廃棄物等</b>を工事現場から搬出する場合には、<b>法令に基づき</b>、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. [略]</p>	<p>1-1-8 ~ 1-1-13 [略]</p> <p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、工事監督員に<del>提出しなければならない。</del></p> <p>3. 受注者は、1及び2の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに<b>工事監督員</b>に提出しなければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付し<b>その写しを工事監督員に提出</b>しなければならない。</p> <p>6. <b>[新設]</b> <del>また、下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円以上になる工事において、</del>提出書類により1次下請負人が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、<b>工事監督員</b>からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を速やかに<b>工事監督員</b>に提出しなければならない。</p> <p>7. ~10. [略]</p> <p>1-1-15 ~ 1-1-18 [略]</p> <p>1-1-19 工期変更</p> <p>1. ~ 4. [略]</p> <p>5. 受注者は、契約約款第<b>18</b>条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第<b>23</b>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-22 建設副産物</p> <p>1. ~ 3. [略]</p> <p>4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱（最終改正平成<b>16</b>年4月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、<del>土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物</del>を工事現場に搬入する場合、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊<b>又は</b>建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>7. [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p>1-1-23 ~ 28 [略]</p> <p>1-1-29 既済部分検査</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、工事検査員の指示による修補について、本章1-1-28 工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>1-1-30 [略]</p> <p>1-1-31 部分使用</p> <p>受注者は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、<b>中間検査又は</b>工事監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-32~ 33 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。<b>特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線等に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。</b></p> <p>6. ~19. [略]</p> <p>1-1-35~ 38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。</p> <p>第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章1-1-43 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 資材（材料及び機材を含む。）工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1) 資材受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン（<b>環境物品等の調達の推進に関する基本方針</b>）」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p>5. ~ 6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 41 [略]</p>	<p>1-1-23 ~ 28 [略]</p> <p>1-1-29 既済部分検査</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 受注者は、工事検査員の指示による修補について、本章1-1-<del>28</del> 工事完成検査4の規定に従うものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>1-1-30 [略]</p> <p>1-1-31 部分使用</p> <p>受注者は、発注者が契約約款第34条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、<b>【新設】</b>工事監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p>1-1-32~ 33 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。<b>【新設】</b></p> <p>6. ~19. [略]</p> <p>1-1-35~ 38 [略]</p> <p>1-1-39 環境対策</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに工事監督員に報告し、工事監督員の指示があればそれに応じなければならない。</p> <p>第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は本章1-1-<del>43</del> 官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 資材（材料及び機材を含む。）工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1) 資材受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。）」第10条に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン<b>【新設】</b>」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) ~ (3) [略]</p> <p>5. ~ 6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 41 [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。          なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。          (1)～(62) [略]</p> <p><del>[削除]</del></p> <p>(64)～(73) [略]</p> <p><b>1-1-48 不可抗力による損害</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-34工事中の安全管理及び契約約款第26条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-49 特許権等</b></p> <p>1.～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を約款第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-50～51 [略]</p>	<p><b>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。          なお、工事の実施に関連すると考えられる主な法令は、次に掲げる法律及びこれらに関連する法令である。          (1)～(62) [略]</p> <p><del>(63) 自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)</del></p> <p>(64)～(73) [略]</p> <p><b>1-1-48 不可抗力による損害</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 契約約款第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1-1-33工事中の安全管理及び契約約款第26条に規定する「臨機の措置」を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-49 特許権等</b></p> <p>1.～2. [略]</p> <p>3. [新設]</p> <p>1-1-50～51 [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p><b>第2章 材 料</b></p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) FRPM K111 (強化プラスチック複合管内圧管)</p> <p>(11) J I S K 9 7 9 7 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管)</p> <p>(12) J I S K 9 7 9 8 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管)</p> <p>2. [略]</p> <p>第10節～第12節 [略]</p>	<p><b>第2章 材 料</b></p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) FRPM K<del>1111</del> (強化プラスチック複合管内圧管)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>2. [略]</p> <p>第10節～第12節 [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p>第1節 ～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めのある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、各基礎ごとに行うものとする。</p> <p>また、試験杭で十分な情報が得られない場合は、以降の施工方法について協議しなければならない。</p> <p>(3) ～ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまでで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p>また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定しなければならない。</p> <p>なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(11) [略]</p> <p>3-4-2 [略]</p> <p>3-4-3 場所打杭工</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート上面から2m以上入れておくこと。</p> <p>(4) ～ (6) [略]</p> <p>第5節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、設計図書に特に示さない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡当たり2個以上、構造物の底面については、1㎡当たり4個以上設置しなければならない。</p> <p>また、型枠に接するスペーサについては、コンクリート製あるいはモルタル製で、本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>なお、これ以外のスペーサを使用する場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p><b>第3章 施工共通事項</b></p> <p>第1節 ～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎工</p> <p>3-4-1 一般事項</p> <p>受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めのある場合にあつては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあつては、各基礎ごとに行うものとする。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>(3) ～ (9) [略]</p> <p>(10) 中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまでで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。</p> <p>また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。<b>[新設]</b></p> <p>なお、土質状況等により設計図書により難しい場合は、工事監督員と協議しなければならない。</p> <p>(11) [略]</p> <p>3-4-2 [略]</p> <p>3-4-3 場所打杭工</p> <p>1. ～6. [略]</p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート内に2m以上入れておくこと。</p> <p>(4) ～ (6) [略]</p> <p>第5節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 鉄筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>4. 受注者は、設計図書に特に示さない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1㎡当たり2個以上、構造物の底面については、1㎡当たり4個以上設置しなければならない。</p> <p>また、型枠に接するスペーサについては、コンクリート製あるいはモルタル製で、本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。</p> <p>なお、これ以外のスペーサを試用する場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p>第10節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP012<del>削除</del>)又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。</p> <p>3. ～ 6. [略]</p> <p>第15節～第21節 [略]</p>	<p>第10節～第13節 [略]</p> <p>第14節 防食対策工</p> <p>3-14-1 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP012<del>=2010</del>)又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。</p> <p>3. ～ 6. [略]</p> <p>第15節～第21節 [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p><b>第1章～第6章 [略]</b></p> <p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) WSP 012 <del>削除</del> (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7) WSP 009 <del>削除</del> (水管橋外面防食基準)</p> <p>(8) WSP 002 <del>削除</del> (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(9) WSP 004 <del>削除</del> (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(10) WSPA-101 <del>削除</del> (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(11) WSPA-101 <del>削除</del> (追補：砕石埋戻し施工要領)</p> <p>(12) WSPA-102 <del>削除</del> (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(13) FRPM-G-112 (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p>(14)～(26) [略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第5節 [略]</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-1 [略]</p> <p>7-6-2 強化プラスチック複合管布設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 鋼製異形管</p> <p>(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112の規定によるものとする。 据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>7-6-3 [略]</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>1. 工場製作</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)～2) [略]</p> <p>3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2編 工事別編</b></p> <p><b>第1章～第6章 [略]</b></p> <p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>7-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) WSP 012 <del>2010</del> (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)</p> <p>(7) WSP 009 <del>2010</del> (水管橋外面防食基準)</p> <p>(8) WSP 002 <del>2010</del> (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)</p> <p>(9) WSP 004 <del>2002</del> (水道用塗覆装鋼管梱包基準)</p> <p>(10) WSPA-101 <del>2005</del> (農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>(11) WSPA-101 <del>2005</del> (追補：砕石埋戻し施工要領)</p> <p>(12) WSPA-102 <del>2005</del> (農業用プラスチック被覆鋼管テーパ付き直管の製作・施工指針)</p> <p>(13) FRPM-G-<del>1112</del> <del>2009</del> (鋼製異形管) フィラメントワインディング成形管用</p> <p>(14)～(26) [略]</p> <p>7-2-2 [略]</p> <p>第3節～第5節 [略]</p> <p>第6節 管体工</p> <p>7-6-1 [略]</p> <p>7-6-2 強化プラスチック複合管布設工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 鋼製異形管</p> <p>(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-<del>1112</del> <del>2009</del>の規定によるものとする。 据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>7-6-3 [略]</p> <p>7-6-4 鋼管布設工</p> <p>1. 工場製作</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)～2) [略]</p> <p>3) 外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。</p>

改正案 (H29.10 改正)

表 7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101 <del>削除</del> )」	2.0mm 以上
テーパ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101 <del>削除</del> )」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101 <del>削除</del> )」	2.0mm 以上

- 4) ~5) [略]  
6) 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP009~~削除~~に準拠する。  
7) [略]

2. 据付

(1) 据付

- 1) ~3) [略]  
4) 据付けは、WSP002~~削除~~及びWSPA-102~~削除~~による。

(2) 溶接

- 1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。  
また、溶接棒の取り扱い、WSP002~~削除~~による。  
2) ~6) [略]  
7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP002~~削除~~及びWSPA-102~~削除~~による。  
8) [略]

(3) 塗覆装

- 1) ~2) [略]  
3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP012~~削除~~プラスチック系を基本とする。  
テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSPA-102~~削除~~による。

現 行

表 7-6-1 外面塗装仕様

管種	塗 覆 装 仕 様	厚 さ
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0mm 以上
テーパ 付 き 直 管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0mm 以上
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆鋼管-第3部:長寿命外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」 「農業用プラスチック被覆鋼管(WSPA-101-2009)」	2.0mm 以上

- 4) ~5) [略]  
6) 屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP009~~2010~~に準拠する。  
7) [略]

2. 据付

(1) 据付

- 1) ~3) [略]  
4) 据付けは、WSP002~~2010~~及びWSPA-102~~2009~~による。

(2) 溶接

- 1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。  
また、溶接棒の取り扱い、WSP002~~2010~~による。  
2) ~6) [略]  
7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP002~~2010~~及びWSPA-102~~2009~~による。  
8) [略]

(3) 塗覆装

- 1) ~2) [略]  
3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP012~~2014~~プラスチック系を基本とする。  
テーパ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSPA-102~~2009~~による。

改正案 (H29.10 改正)

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP012 <del>削除</del> )」	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上

4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 1 5 3 ~~削除~~に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

表 7-6-4 [略]

3. [略]

7-6-5 弁設置工

1. ~4. [略]

5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表 7-6-5 のとおりとする。

表 7-6-5 弁の内外面塗装仕様

弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚
FC	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法 (JWWAK135 <del>削除</del> )」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトル鉄管合成樹脂塗料塗装 (JWWAK139)」	0.3mm 以上
FCD	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWAK135 <del>削除</del> )」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトル鉄管合成樹脂塗料塗装 (JWWAK139)」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイトル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWAG112)」	0.3mm 以上

第7節 ~ 第18節 [略]

第8章 ~ 第11章 [略]

第12章 PC橋工事

第1節 ~ 第3節 [略]

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ~ 7 [略]

12-4-8 現場塗装工

1. ~ 15. [略]

16. 検査

(1) ~ (6) [略]

現 行

表 7-6-3 継手部外面塗装仕様

塗 覆 装 仕 様	厚 さ
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP012 <del>2010</del> )」	プラスチック系の場合 基 材:1.5 mm 以上 粘着材:1.0mm 以上

4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 1 5 3 ~~2014~~に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。

なお、バルブ、可とう管、継輪についても、同様とする。

表 7-6-4 [略]

3. [略]

7-6-5 弁設置工

1. ~4. [略]

5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表 7-6-5 のとおりとする。

表 7-6-5 弁の内外面塗装仕様

弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚
FC	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法 (JWWAK135 <del>2000</del> )」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトル鉄管合成樹脂塗料塗装 (JWWAK139)」	0.3mm 以上
FCD	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法(JWWAK135 <del>2000</del> )」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイトル鉄管合成樹脂塗料塗装 (JWWAK139)」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイトル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 (JWWAG112)」	0.3mm 以上

第7節 ~ 第18節 [略]

第8章 ~ 第11章 [略]

第12章 PC橋工事

第1節 ~ 第3節 [略]

第4節 橋梁付属物工

12-4-1 ~ 7 [略]

12-4-8 現場塗装工

1. ~ 15. [略]

16. 検査

(1) ~ (6) [略]

改正案 (H29.10 改正)	現 行
<p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<del>塗装の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を工事監督員に提示しなければならない。</del>また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）を確認し、記録、保管し、工事監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>第5節 ～ 第6節 [略]</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 ～ 4 [略]</p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。</p> <p>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては J S C F - H 1 0 1 <del>削除</del> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（(公社) 土木学会）によるものとする</p> <p>表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格 [略]</p> <p>(2) ～ (4) [略]</p> <p>3. ～ 4. [略]</p> <p>14-9-6 ～ 12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第21章 [略]</p>	<p>(7) 受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、<del>使用しなければならない。</del> <del>また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）の確認を職員監督員に得るものとする。</del></p> <p>第5節 ～ 第6節 [略]</p> <p>第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節 ～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 ～ 4 [略]</p> <p>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。</p> <p>(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。</p> <p>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。</p> <p>なお、接着剤の試験方法としては J S C F - H 1 0 1 <del>=2013</del> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）コンクリート標準示方書・基準編（(公社) 土木学会）によるものとする</p> <p>表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格 [略]</p> <p>(2) ～ (4) [略]</p> <p>3. ～ 4. [略]</p> <p>14-9-6 ～ 12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第21章 [略]</p>

改正案 (H29.10 改正)

参考01 香川県工事請負契約約款、仕様書等に基づく提出様式

[削除]

現 行

参考01 香川県工事請負契約約款、仕様書等に基づく提出様式

農業土木工事共通仕様書 H28.10 版 (参考01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類の位置付け			備考 (様式等)	
					作成者	提出先	提示		
工事着手前	契約書		工事請負契約書(第6号)	契約第26条第2項	発注者	発注者	発注者	HP様式掲載	
			工事請負変更契約書(第7号)	契約約款					
	契約図書		工事共通仕様書						
			特記仕様書						
		工事数量表							
		図面							
		隠蔽・免稅事業者届出書		消費税法第9条第1項				HP様式掲載	
		建設業退職金共済制度掛金収納書		共通仕様書第1編1-1-50の3 特記仕様書8.				HP様式掲載、共通仕様書 参考01	
		中間資金源届出書							
		現場代理人及び主任技術者等通知書							
	現場代理人及び主任技術者選任(変更)通知書								
契約関係書類			工事経歴書	契約約款第10条第1項				HP様式掲載	
			委任権限除外通知書	契約約款第10条第4項					
			工程表	契約約款第3条第1項					
			下請通知書	共通仕様書第1編1-1-4					
			下請変更通知書	契約約款第7条第1項					
			果外下請理由書(参考様式)	契約約款第7条第2項					
			建設業退職金共済制度脱退受払簿	平成11年3月31日付11地第269号 [建設業退職金共済制度の普及徹底について]の5					
			請求書(前払金)	契約約款第35条第1項					
			施工計画書	共通仕様書第1編1-1-5の1					
			果外品の使用理由	契約約款第13条の2、特記仕様書4.					
工事書類			設計図書の確認資料 (契約約款18条第1項1~5号に該当する事実があった場合)						
			設計図書の照査確認資料 (契約約款18条第1項1~5号に該当する事実がない場合)						

※本表は一般的な関係書類を整理したものであり、本表に記載されていないものを含め、作成に当たっては、発注者の確認を得るものとする。

改正案 (H29.10 改正)

[削除]

現 行

農業土木工事共通仕様書 H28.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式) No.2

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類の位置付け				備考 (様式等)
					作成者	提出先	提示	備考	
工事着手前	工事書類	工事計画	工事測量結果(測量簿及び多角点設置)	共通仕様書新編1編1-1-45の1	発注者	工事監督員	発注者		
			工事測量結果(設計図書との差異がある場合)		発注者	発注者			
			工事測量結果(設計図書との差異がない場合)		発注者	発注者			
		施工体制	施工体制台帳	共通仕様書新編1編1-1-140の1	発注者	発注者			様式：共通仕様書 参考01 下掲け契約を締結する全ての工事で提出する。
			施工体制台帳	共通仕様書新編1編1-1-140の1	発注者	発注者			様式：共通仕様書 参考01
	その他	その他	工事監督員の選任(変更)通知	契約約款第9条第1項 特記仕様書 6.	発注者	発注者		受注者への通知	
			コリンズ登録内容確認書	共通仕様書新編1編1-1-7の2	発注者	発注者			
			再生資源利用計画書	共通仕様書新編1編1-22の4	発注者	発注者		様式：建設/作付/法第11条	
			再生資源利用促進計画書	共通仕様書新編1編1-22の5	発注者	発注者		様式：建設/作付/法第11条	
			「廃棄物処理計画」 「建設廃棄物処理委託契約書」の写し 建設/作付/法に基づき発約書(別紙) 建設/作付/法に基づき説明書 建設/作付/法に基づき計画書(別表1~別表3)		発注者	発注者		HP様式掲載	
施工中	中間前払金	中間前払金私認定請求書	契約約款第34条第4項	発注者	発注者		HP様式掲載		
		請求書(中間前払金)	契約約款第34条第3項	発注者	発注者		HP様式掲載		
		部分竣工通知書	契約約款第39条第1項 (第32条第1項)	発注者	発注者		HP様式掲載		
	契約関係書類	支払部分検査	請求書(指定部分支払)	契約約款第39条第1項 (第32条第4項)	発注者	発注者		HP様式掲載	
		支払部分検査	請求書(指定部分支払)	契約約款第38条第1項 (第33条第1項)	発注者	発注者		HP様式掲載	
		支払部分検査	請求書(指定部分支払)	契約約款第38条第2項	発注者	発注者		HP様式掲載	
	工期変更	工期変更	出来形部分確認申請書	契約約款第38条第2項	発注者	発注者		HP様式掲載	
			既済部分検査	契約約款第38条第2項	発注者	発注者		HP様式掲載	
			既済部分検査	請求書(第 回部分払金)	契約約款第38条第5項	発注者	発注者		HP様式掲載
			既済部分検査	修補完了通知書	契約約款第32条第6項	発注者	発注者		HP様式掲載

改正案 (H29.10 改正)

[削除]

現 行

農業土木工事共通仕様書 H28.10 版 (参考 0 1 契約条、仕様書等に基づく提出様式)

作成時期	種別	No	書類名称	書類作成の根拠	書類の位置付け				備考 (様式等)
					現注者 受注者	作成者 受注者	提出先 工事監督員	提示 受注者 担当者	
施工中	契約関係書類		支給材料請求書、貸与品請求書	共通仕様書第1編1-1-20の2					
			支給材料受領書、貸与品借用書	契約条第15条第3項 共通仕様書第1編1-1-20の3					
			支給材料返還書、貸与品返還書	契約条第15条第9項 共通仕様書第1編1-1-20の6					
			部分使用同意書	契約条第34条第1項 共通仕様書第1編1-1-32					FP様式掲載
			工事現場発生材料報告書	共通仕様書第1編1-1-21					
			打合票(協議)	共通仕様書第1編1-1-20の19					
			打合票(承認)	共通仕様書第1編1-1-20の20					
			打合票(指示)	共通仕様書第1編1-1-20の21					
			打合票(提出)	共通仕様書第1編1-1-20の22					
			打合票(通知)	共通仕様書第1編1-1-20の24					
施工中	工事書類		関係機関との手続き書類(許可等の写し)	共通仕様書第1編1-1-20の25					
			関係機関との交渉記録(交渉内容報告)	共通仕様書第1編1-1-43の3					
			立会記録	共通仕様書第1編1-1-25の1					
			材料確認申請書	契約条第13条第3項 共通仕様書第2編2-1-3					FP様式掲載、情報共有システム、共通仕様書 参考01
			施工段階確認書 ・段階確認書 ・施工段階確認記録	特記仕様書(施工段階)25.2)① 特記仕様書(施工段階)25.2)④⑤⑥					FP様式掲載、情報共有システム、特記仕様書
			材料承認	共通仕様書第2編2-1-2					特記仕様書
			休日等作業届	共通仕様書第1編1-1-44の1					
			安全・訓練等実施状況報告書	共通仕様書第1編1-1-34の10(3) 特記仕様書-36					工事日報にも記載
			事故報告書	共通仕様書第1編1-1-38					FP様式掲載、共通仕様書 参考01
			工事履行報告書	契約条第11条 共通仕様書第1編1-1-32					FP様式掲載、共通仕様書 参考01
その他	検正		出来形図	共通仕様書第1編1-1-25の2 中間検査実施要項					
			図面及び数量計算書等	特記仕様書 23.					
			交通誘導員要領冊計表	特記仕様書 32. 3)					
			建築物管理票(7-71A)	共通仕様書第1編1-1-22の2					設計図書の内容変更時(工事監督員の指示による)
	その他		提出帳票(建設発生土)	共通仕様書第1編1-1-22の2					

改正案 (H29.10 改正)

[削除]

現 行

農業土木工事共通仕様書 H28.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

作成時期	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠	書類の位置付け				備考 (様式等)	
					作成者	提出先	提示	備考		
工事完成時	契約関係書類		竣工通知書	契約約款第32条第1項	発注者	発注者	発注者	発注者	HP様式掲載	
			修補完了通知書	契約約款第32条第1項、第6項						HP様式掲載
			経費の手直し完了報告書	工事検査要領第10条第2項						HP様式掲載
			工事合格通知書	契約約款第32条第2項						HP様式掲載
			引渡書	契約約款第32条第4項						HP様式掲載
			引渡書(完成私金)	契約約款第33条第1項						HP様式掲載
			出来形管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 20.						
			出来形数量	共通仕様書第1編1-1-26の2 特記仕様書 15.						
			出来形図	共通仕様書第1編1-1-26の3 特記仕様書 15.						
			品質管理図表	共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 16.						
			工事材料品質証明書	共通仕様書第1編1-1-24の2 特記仕様書 15.						
			実工程表	共通仕様書第1編1-1-28の1(3) 特記仕様書 15.						
			工事写真	共通仕様書第1編1-1-30の1 特記仕様書 15.						
			工事日報	契約約款第14条第3項 特記仕様書 15.						HP様式掲載
その他	工事書類		建設業退職金共済制度掛金収納書	共通仕様書第1編1-1-50の3 特記仕様書 8.					HP様式掲載	
			排出ガス対策型建設機械写真	共通仕様書第1編1-1-39の5 特記仕様書 21.					HP様式掲載 (工事完了の10日前までに提出)	
			創薬工夫・社会性等に関する実施状況	共通仕様書第1編1-1-27 特記仕様書 49.						
			電子納品	共通仕様書第1編1-1-37の1 特記仕様書 49.						
			建設廃棄物処理実績集計表報告書	建設省の法第18条第1項						
			再生資源利用計画書 (実施書) 様式1	共通仕様書第1編1-1-22の6、1-1-23 特記仕様書 37、40.					HP様式掲載、共通仕様書 参考01 (様式：建設省の法第11条)	
			再生資源利用促進計画書 (実施書) 様式2	共通仕様書第1編1-1-22の6、1-1-23 特記仕様書 37、40.					HP様式掲載、共通仕様書 参考01 (様式：建設省の法第11条)	
			建設副産物実施計画書 様式3						HP様式掲載	
			管轄スラフ使用要領書	特記仕様書 14.					HP様式掲載	

※ 執行規則：香川県建設工事執行規則 契約約款：香川県工事請負契約約款 共通仕様書：農業土木工事共通仕様書  
 特記仕様書：農政水産部特記仕様書(工事) 工事検査要領：香川県建設工事検査要領 建設省の法：建設省の法  
 建設省の法：建設省の法